

大口町健康推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町健康の町宣言の趣旨に基づき、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚と認識を高め、健康でしあわせな生活を送るために、地域活動を積極的に推進することを目的とする。

(健康推進員の設置)

第2条 前条の目的を推進するため、大口町健康推進員（以下「推進員」という。）を各行政区ごとに設置する。

(定数)

第3条 推進員の数は、別表に掲げる人数とする。ただし、必要に応じて増員又は減員することができる。

(委嘱)

第4条 推進員は、保健事業に理解と熱意のある者うちから、町長が委嘱する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくり推進のための各種健診等の啓発の協力
- (2) 地域での健康づくりと福祉活動の推進
- (3) その他健康の推進に必要と認めること

(代表健康推進員の設置等)

第7条 各行政区ごとに代表健康推進員を1名置く。

- 2 代表健康推進員は、推進員において互選する。
- 3 代表健康推進員は、前条の規定する職務を総括する。

(代表健康推進員連絡会)

第8条 前条の代表健康推進員により、推進員の職務を円滑に遂行することを目的

に、代表健康推進員連絡会を置く。

2 代表健康推進員連絡会に、代表健康推進員の互選により、会長1名、副会長2名を置く。

3 会長は推進員を代表するとともに代表健康推進員連絡会の会務を総理し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(秘密の保持)

第9条 個人に関する事項については、他に漏らしてはならない。

(解嘱)

第10条 町長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

(1) 第6条に定める職務を遂行しないとき。

(2) 推進員にふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第11条 事務局は、健康福祉部長寿ふくし課に置く。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成7年3月24日 大口町告示第16号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日 大口町告示第23号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年1月30日 大口町告示第7号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日 大口町告示第149号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日 大口町告示第36号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日 大口町告示第37号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成 25 年 3 月 27 日 大口町告示第 53 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 12 月 23 日 大口町告示第 111 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 6 月 26 日 大口町告示第 78 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

（単位：人）

行政区	推進員数
秋田	5
豊田	4
大屋敷	4
外坪	3
河北	4
余野	8
上小口	4
中小口	5
下小口	7
垣田	3
さつきヶ丘	3
合計	50